

広報おおはる広告掲載取扱要領

広報おおはる広告掲載取扱要領の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、大治町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広報おおはる（以下「広報誌」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 要綱第5条に規定する広告の規格は、次表のとおりとする。

1種広告	縦44ミリメートル	横90ミリメートル、2色刷り
2種広告	縦44ミリメートル	横185ミリメートル、2色刷り
3種広告	縦125ミリメートル	横180ミリメートル、4色刷り
4種広告	縦250ミリメートル	横180ミリメートル、4色刷り

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 要綱第5条に規定する広告の掲載位置及び枠数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1種広告及び2種広告は広報誌の中面ページ最下段、3種広告及び4種広告は最終ページに掲載するものとし、ページ内での掲載位置（4種広告を除く。）については、町長が決定する。
- (2) 広報誌1号（1か月）あたりの掲載枠数は、1種広告を4枠分（2種広告は1種広告2枠分とする。）と、3種広告を2枠分（4種広告は3種広告2枠分とする。）を限度とする。
- (3) 広告の掲載は、1広告主について広報誌1号（1か月）につき1枠限りとする。

(広告の掲載期間)

第4条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、1号（1か月）単位とする。ただし、複数名への広告掲載の申込みをする場合は、連続する6号（6か月）までとする。

(広告の掲載料)

第5条 要綱第5条に規定する広告の掲載料は、次表のとおりとする。

1種広告	10,000円（1号、税込み）
2種広告	20,000円（1号、税込み）
3種広告	50,000円（1号、税込み）
4種広告	100,000円（1号、税込み）

（広告掲載の申込期間及び添付書類）

第6条 広告掲載を希望する者は、掲載を希望する広報誌の発行日（当該広報誌発行月の1日）の6か月前から50日前までに、大治町広告掲載申込書（要綱様式第1号）に業務内容の分かる書類、掲載しようとする広告案（デジタルデータ含む）及び納税証明書（大治町以外の者のみ）を添えて、町長に申し込まなければならない。

（広告掲載の選定方法）

第7条 要綱第6条に規定する広告の選定方法は、第3条第2号に規定する枠数を超えるときは、当該申込みの受付順による。

（広告掲載料の納付方法）

第8条 広告掲載料は、町が発行する納入通知書により納付しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第9条 要綱第12条第2項に規定する広告掲載の取下げを申し出る期限は、広告が掲載される広報誌の発行日の30日前とする。

（所管）

第10条 この要領を所管する課は、総務部企画政策課とする。

附 則

この要領は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。